

谷口委員

私からは、まず最初に債権管理条例についてお伺いしていきたいと思います。今日も午前、午後と様々議論がありましたけれども、私の方から県営住宅の家賃収入について絞り込んでお伺いしていきたいと思います。

資料の 5 ページの収入未済金の推移を拝見しますと、県営住宅の家賃収入については、平成 22 年度末では前年度比で 8,200 万円、それから平成 23 年度末だと 7,900 万円、平成 24 年度末だと 6,700 万円と順調に収入未済金の額が減ってきているんですけども、平成 25 年度末については微増というか、490 万円の増ということで、ちょっと方向性が変わっておりますけれども、平成 25 年度末が増加してしまった理由について、まずお伺いしたいと思います。

公共住宅課長

先ほど県営住宅の家賃徴収率についてお答えしましたとおり、平成 25 年度の徴収率は 87.7%、そのうち現年度は 98.6%となっております。この現年度につきましては、実は平成 24 年度は 98.8%、平成 25 年度が 98.6%ということで、0.2 ポイントの差となっております、それほど変わっておりませんが、過年度について見ますと、平成 24 年度は 8.3%、そして平成 25 年度は 5.5%と 2.8 ポイント大きく下がっております。このように過年度の徴収がだんだん厳しくなっている上に、現年度の徴収率が若干落ちたことから、今回収入未済額が増えたという状況になっております。

谷口委員

今の御説明ですと、現年度については若干下がったものの、ほぼ同じ水準、過年度分について大きく下がってしまったということなんですけれども、これは平成 26 年度、平成 27 年度、この先そういう傾向が続いていくのかどうなのか、その辺についてはどう見ていらっしゃいますか。

公共住宅課長

先ほど申し上げましたとおり、過年度につきましては、実際にどこに住んでいらっしゃるかが分からないとか、そういったことで徴収が非常に厳しくなっております。したがって、とても大切なことは、現年度の徴収率をきちんと守って、いかに過年度に未収金を残さないかが大事だと思っておりますので、現年度の徴収率を頑張ることで、過年度は下がってくると思っております。実際、先ほど委員の方からこれまでの収入未済が下がってきたということがございましたけれども、基本的には現年度を一生懸命頑張ってきた結果、下がってきているのではないかと考えております。

谷口委員

そこで、具体的に現年度分についてどういう努力、取組をしているのか聞かせてください。

公共住宅課長

現年度の家賃徴収の取組ですけれども、まず滞納月の翌月に県として督促状を送っております。2箇月たった滞納者からは、コールセンターで電話で支払い案内をしております。また、3箇月たった滞納者には、明け渡し請求者の対象となっておりますという通知をお送りしています。さらに、4箇月以上たった方に対しては、あるいは滞納額が18万円以上になってしまった場合には、先ほど保証人のことについてのやり取りがございましたけど、県営住宅の場合、保証人から督促をお願いしております。県営住宅の保証人につきましては、基本的には付けていただいておりますけれども、県営住宅は保証人がないと住めないという方もいらっしゃいますので、特別な事情がある方については保証人がない場合もありますが、保証人がいる場合には、そういった方からも督促もお願いしております。

さらに、5箇月たった滞納者には、滞納勧告書を送付しております。また、この間に私ども職員が滞納者のお宅に訪問して、直接指導も行っております。この他、これらの取組を行っても、なお滞納している入居者に対しましては、明け渡し請求の訴訟を起こすといったことも行っております。こうした取組を行ってまして、先ほど申し上げたとおり、平成25年度の現年度の徴収率は98.6%という状況になっております。

谷口委員

ちなみに98.6%、また平成24年度は98.8%という高い数字だと思うのですが、今、具体的な取組をお伺いしましたけれども、ここが効果があったというものがあればお聞かせ願えますか。

公共住宅課長

現年度の徴収をする中でも、二箇月目とか、三箇月目、さらにその中でも早期にきちんと督促することが効果的なのかなと思っております。

谷口委員

先ほど訴訟のお話もありましたけれども、こういった案件について訴訟を提起しているのかお聞かせください。

公共住宅課長

滞納月数が8箇月以上、または滞納金額が20万円以上の場合で、再三の督促や納入指導などにもかかわらず、家賃を納入しないし、滞納が累積しているといった方を対象に訴訟を提起しております。

谷口委員

一方で、過年度分については、先ほどここが非常に難しいというお話がありましたけれども、具体的にどういう取組を行っているのかお聞かせください。

公共住宅課長

過年度分につきましては、先ほどお答えしましたように、居どころが分からないという方がほとんどでございまして、平成20年7月から横浜弁護士会に属しています弁護士で構成している県営住宅退去者滞納家賃回収グループに委託して、退去者の滞納家賃の徴収を行っております。なお、こういった弁護士への委託につきま

しては、成功報酬ということで、35%の成功報酬でお願いしている状況です。

谷口委員

具体的に弁護士会の方ではどういう取組をされているか御存じですか。

公共住宅課長

私の承知している範囲では、いなくなった方が今どこに住んでいるか、そこを探し当てて、実際にその後、催告するというような取組をしていると伺っております。

谷口委員

滞納対策で結果が最終的に出ないことになると収入未済となるわけでありませうけれども、不納欠損処分の時効はどういうふうになっているのか。

公共住宅課長

県営住宅の不納欠損処分につきましては、神奈川県県営住宅家賃不納欠損処理方針というものを定めまして、これよりまして、既に退去している方のうち所在不明や死亡、長期入院などで未収入になっている方の債権について、時効期日が到来したものを不納欠損処分としております。時効の関係ですけれども、先ほどの資料にも載っておりますが、通常債権は地方自治法に基づき5年を時効としております。また、裁判によって確定した債権につきましては、民法に基づきまして10年の時効としております。

谷口委員

先ほど現年度について保証人を通じて督促するというお話もありました。これまでの午前、午後の質疑で保証人についての議論もありましたけど、県営住宅の場合は保証人の立て方については若干今お話がありましたけれども、もうちょっと詳しく具体的にどういう方に保証人になっていただいているのかお伺いできますか。

公共住宅課長

県営住宅に当選して入るときに、保証人のお名前を書いていただいていたかどうかということです。基本的には、入居の決定した方と同等以上の収入を有する方で知事が適当と認める者という資格になっております。御存じのように、県営住宅は低所得者の方に住宅を提供するセーフティネットでございますので、かなり所得が低い方でも入れるような家賃の設定であったり、減免であったりするのですが、いずれにしてもその方の所得以上ということが条件となっております。

谷口委員

それで、滞納については、基本的には払える方に払っていただく、経済的に困難でなかなか厳しい方には、それなりのいろんな措置を取っていくということが重要だと思っておりますけれども、お住まいの方から御相談を幾つか頂く中で感じるのは、滞納し始めて、それがずるずるいつてしまっていて、最終的に御相談いただくのが裁判所から通知が来た段階というケースの方もいらっしゃるんですけど、そういう意味では早めに相談する、またしてもらえようというある程度の環境整備を県の方で取っていくことがすごく大事だと思っております。

先ほど督促状のサンプルを頂きましたけれども、ここには納入に対する問い合わせ先ということで、収納管理センターの電話番号が入っているのですが、例えばこ

ういう督促状の中に納入に関する問い合わせ、それは確かにそうなのですが、ここに一言、例えば何でも相談くださいという、ちょっとソフトなものを一言、目立つ形で入れるとか、若しくは2箇月目にコールセンターから電話が行くということなんですけれども、そのときに、お困りなことがあれば、この番号で相談を受け付けていますのでというようなことを一言入れていただくとか、そういう形で滞納が3箇月、4箇月とずっと長引いていかないように、いつでもいろんな相談に乗りますよということのメッセージを発することが大事だと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

公共住宅課長

家賃支払に対して相談に乗るということにつきましては、例えば私どもも直接滞納者のところにお邪魔したときに実態を聞きまして、分割でもどうですかということの話もさせていただいていますし、例えば年金の方は偶数月に年金が入るので、そのときでもいいですよという話をさせていただいています。ただ、そういった方々にもうちょっときちんと相談に乗っているということを知っていただくことも大切だと思いますので、何らかの工夫は更にさせていただければと思っております。

谷口委員

さっき課長の早期にきちんと対応を開始していけば、もっと未納も少なくなるというお話もございましたし、是非何らかの工夫していただいて、早期に相談ができるような環境整備をしっかりとお願いしたいと思います。

続いて、指定管理者制度の運営に関する指針について、ここも県営住宅に絞って若干お伺いしたいと思うんですけれども、資料の7ページの表に、指定管理者制度の導入前と導入後の表がありますけれども、全体としては29億円のコスト減ということなのですが、県営住宅についてはどういうふうになっているか聞かせてください。

公共住宅課長

県営住宅につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。その前年度、平成17年度の指定管理の相当額が約8億1,800万円でございます。導入しました平成18年度の指定管理料は約8億50万円ですので、導入に伴い約1,750万円節減された状況でございます。

谷口委員

ちなみに平成25年度の数字は持っていらっしゃいますか。

公共住宅課長

平成25年度の指定管理料でございます。当時と積算根拠がちょっと違って、必ずしも一致しておりませんが、平成25年度の予算額は約4億7,300万円となっております。

谷口委員

額だけ見ると半分近くに減っていますよね。

公共住宅課長

大体6割ぐらいでございます。

谷口委員

積算根拠が違うということなんですけれども、いずれにしても、そういう意味では徐々に効果が出てきていると理解してよろしいのでしょうか。

公共住宅課長

経費という面でいえば、恐らくそういうことだと思っております。

谷口委員

それと、次期の指定管理者の選定の面で、特に県営住宅に関連して課題となることがあればお伺いしたいと思います。

公共住宅課長

県営住宅の指定管理者制度の次期に向けての検討ということでございます。今、県営住宅につきましては、指定管理の地域を三つの地域に分割しております。この地区割りは平成24年度から28年度までの5年間の指定管理者の募集に当たりまして、外部有識者の意見を踏まえて定めたもので、考え方としましては、県営住宅は横浜、川崎地域に全体の約半分の戸数が立地しているのに対しまして、相模原市を除いた県央、湘南地域や県西地域の戸数を合わせていますので、指定管理者の事業運営やそれに伴うサービスの水準維持の観点から、横浜、川崎地域に相模原を除いた県央、湘南地域と県西地域を加えたものを一つの地域とし、それと相模原、それと横須賀三浦、この三つの地域としております。

この3地域としていることにつきまして、県議会などからもっとブロック数を多く分けるべきではないかという意見も頂いておりますので、次期、第4回目になりますが、平成29年度からの指定管理者のスタートに当たりまして、現在3地域としていることの是非も含めて、外部有識者の意見も聞きながら改めて地区割りについて検討したいと思っております。

谷口委員

平成29年度に向けてということなのですが、それぞれ現行3エリアのまま仮にいくとしたら、そのメリット、デメリット、またもう少し分割する場合のメリット、デメリットについて、簡単にお聞かせ願えますか。

公共住宅課長

地域を分割しますと、複数の事業者が参入することが可能になると思っております。一方、今のように管理地域が大きいことによるスケールメリットとしまして、休日、夜間等の災害時の対応などもどうしても発生してまいります。そういった場合に勤務地を越えて参集することが可能になるといったようなメリットがございます。そういった全体のバランスを考えながら、また次期について検討していく必要があるのかなと思っております。

谷口委員

私は大和ですので、いちよう団地があります。御存じのように境川を挟んで上飯田と大和側の下和田と二つが川を挟んで市境、横浜市と大和にまたがっているわけ

でありますけれども、そういう意味ではもし仮に横浜と県央地域、県西と分かれた場合に、お互いの管理者が違うというケースも出てくるかと思えますし、いずれにしてもよく慎重に議論していただいて、方向性を決めていただきたいと思います。

次に、県税収入の動向についてお伺いしたいと思います。こちらの方も午前、午後と様々議論がありましたけれども、私からは2点、不動産取得税と個人事業税についてお伺いしていきたいと思えます。

まず、不動産の方なんですけれども、最近は落ち込みが出てきていますけれども、平成25年度についてはかなり好調に推移したと思うのですが、当初予算で前年度比で108.6%と増額を見込んでいるんですけれども、どういう理由で見込んだのか、まずお伺いしたいと思います。

税制企画課長

不動産取得税につきましては、不動産取引の実績ですとか、大規模家屋の新築の状況といったものを踏まえて、当初予算を見込んでおります。また、平成26年度につきましては、4月に消費税率の引上げがございましたので、そういった影響も加味して算定したところでございます。その結果、大規模な不動産を除いた土地、家屋につきましては、前回消費税率が引上げになりました平成9年のときの動向なども参考にいたしまして見込みまして、大きなものを除いた土地、家屋は前年対比マイナス5%と見込んでおります。

大規模な新築の家屋につきましては、建物が完成した後に県税事務所の職員が建物自体を調査しまして、評価額を出して、それで課税しているところでございますが、今年度課税が見込まれます大規模な家屋につきましては、昨年の後半から今年度にかけて、大きな物流倉庫ですとか、あるいは大規模な店舗といったものが多く新築されています。そうしたものを個別に積算いたしますと、大規模な家屋につきましては、前年対比プラス50.5%と見込んでございます。大規模なものとはそれ以外の土地、建物を合わせまして、結果といたしまして、平成26年度の不動産取得税につきましては、前年度決算額を20億円上回る270億円と見込んでおります。

谷口委員

大規模家屋の課税額が増えるという見込みだということなんですけれども、確かにさがみ縦貫道の開通に伴って、その前からあの辺には商業施設も数多く造られていますし、ただ8月末時点で言うと見込みを下回るというか、8月末時点では約2.8%の減ということなんですけれども、これはどういう理由なのでしょう。

税制企画課長

まず、大規模な家屋というのは、先ほど申し上げましたように、県税事務所の職員が完成後、現地に行って調査して、それから課税となります。また大規模なものというのは、不動産取得税の税収の大体3分の1ぐらいを占めるんです。ですから、大規模なものがいつ課税されるかで、前年対比も大分変わってきてしまうのですが、今年度につきましては、今年度課税予定のものが昨年の年度後半から今年度にかけて建ってまして、それが課税として県税収入の方に反映してくるのがこれからということなので、8月末の段階では、まだ余りその分が反映していないということ

になっておりますので、これからそういったものが予定どおり課税されてくれば、年度間で108.6%と見込んでおりますが、そういった当初予算の見込みに近くなっていくのではないかと考えております。

ただ、最近悪天候とか、人が足りないとか、いろいろ建築について非常に不透明な状況も出ています。そういうことがあって、完成予定がずれてしまって、今年完成する予定だったのに来年になってしまうと、課税も当然先送りしなければいけなくなってしまうので、今後、年度後半、そういった状況もきちんと見極めていきたいと考えております。

谷口委員

基本的には下半期に入ってくるということなんですけど、先ほど下振れ要因もおっしゃられていましたように、しっかりと慎重に動向を見守っていただきたいと思えます。

一方、個人事業税についてお伺いしたいのですが、大企業、また中小企業共に全体の数字だけ見ると、恐らくまだらの部分も特に中小企業の方々はあるかと思うんですけれども、全体としては好調な業績ということで税収も上がっているわけなんですけれども、一方で、個人を見ると、マイナス1.9%と若干これも前年度の見込みを下回っている状況なんですけれども、恐らくリーマンショック後、かなりその影響が長引いているかと思うんですけれども、リーマンショックから今までの状況をまずお伺いできますか。

税制企画課長

リーマンショック前の平成17年度から平成20年度までは、個人事業税は200億円規模の税収がございました。しかしながら、リーマンショック後は、所得環境が悪化したため、年々減収傾向で推移いたしまして、平成24年度は175億円、平成25年度は176億円とリーマンショック前の税収と比べますと1割を超える減収となっております。

谷口委員

リーマンショック後、1割以上、個人事業税は落ち込んでいるということなんですけれども、それは恐らく課税対象となる人員が減っているのではないかと推測できるんですけれども、その点についてはいかがですか。

税制企画課長

個人事業税につきましては、所得が一定規模以上の方、基本的に年間の所得が290万円を超える方をお願いしておりますので、リーマンショック後、所得環境が悪化したということで、委員御指摘のとおり課税になる人数が非常に減少しております。リーマンショック前、平成20年度は8万3,000人の方に個人事業税をお願いしておりましたが、リーマンショック後の平成21年度には7万9,000人に落ち込んでおります。その後も徐々に落ち込んでおまして、平成23年度は7万2,000人と僅か3年で1万人以上も減少しております。平成25年度につきましても7万3,000人ということで、なかなか上がらないで横ばいにとどまっている状況でございます。

谷口委員

リーマンショック前から1万人減って、直近も上がらないで横ばいにいる状況がよく分かりましたけれども、私は今、若干円安ぎみですけれども、アベノミクスの効果も昨年度から比べれば、かなりよくなってきている中で、ただ一方で、個人の事業者の方々がまだかなり厳しい状況にあることは、このことを見ても分かると思うんです。そういう意味で本当に裾野まで良い景気の循環が流れていく、広まっていくために、県としても、今日はいろんな部局の方がいらっしゃるの、しっかりと個人を含め小規模の方々にしっかりとサポートするような取組をしていかなければいけないと思うんですけど、その点について最後にお聞かせください。

財政部長

個人事業税につきましては、税収全体に占めるシェアは1.6%程度で、今年度で176億円を見込んでいるということで、本県にとっては大変貴重な税目の一つでございます。先ほど税制企画課長からもお答え申し上げましたけれども、かつて200億円規模だったものが、このところ170億円規模に落ち込んでいる中で、上を向く兆しもなかなか見られない状況でございます。個人事業税を納めていただく方々というのは、個人商店でありますとか、個人経営の小規模事業者の方々ということでございますので、こうした方々を元気にする、具体的には所得を増やす、それからそういった方々の数を増やすといった両面の取組が必要だと思っております。

そこで、私からは予算編成を所管するという立場でお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、本県では例えば人を引き付ける魅力ある商店街をつくり出すということで、地域商業ブランドの確立ですとか、商店街の観光ツアーを支援するなどの取組を平成26年度の予算で取り組んでいるところでございます。また、小規模事業者への支援という意味では、今般、補正予算でも6億1,000万円ほど増額をお願いしておりますけれども、小規模事業者への設備資金を貸し付ける事業なども取り組んでおります。

さらに、数を増やす取組といたしましては、ベンチャー企業の起業化を促進するというところで、ライフサイエンスの分野、ロボット分野、エネルギー関連のベンチャーの事業化を促進するといった事業にも取り組んでおりますし、また制度融資の中にも創業支援融資ということで、個人事業を開業する方への融資制度も御用意させていただいております。このような様々な角度から個人商店ですとか、個人事業主を支援する施策を講じているところでございまして、こうした身近なレベルから経済のエンジンを回していくことで、県内経済の活性化につなげていきまして、最終的には税収に反映させていきたいと考えております。

谷口委員

詳しくは常任委員会でも質問させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても裾野を広げるために県全体が一丸となって取り組んでいただければというお願いをしまして、私の質問を終わります。